

公共施設の最適化に向けた取組(素案のたたき台) に対する市民説明会における意見の概要

(平成24年3月2日(金)～10日(土)の間で12回開催、参加者124人)

No.	意見の概要	意見に対する考え方
取組全般について		
1	今回施設が半分に減らされると、50年後にはまた半分にになってしまうのではないかと。	本市はこれまで右肩上がりの税収や収益事業収入に支えられるなかで、人口の増加等に合わせて施設の整備をしてきましたが、今日の厳しい財政状況や、ピーク時から10万人以上人口が減少していることなども踏まえると、公共施設や行政サービスの見直しは避けられない課題であると考えています。
2	尼崎に引っ越してきて50余年になる。どの施設も6地区全てにつくったから、人口から見ると多くなってしまった。ただし、いくら数が多くても粗末な施設では意味がない。	そうしたなかで、今回の取組においては、行政サービスの窓口機能については、より効率的な配置に向けた集約化を行うこととしています。また、地域振興センター、地区会館、地区公民館については、地域コミュニティ強化と地域における活動の場の確保が今後必要との考え方から、引き続き6か所に存続し、耐震化が図られていない中央地区以外の地域振興センター、地区会館については、集約、建替えを行うこととしています。
3	地区会館と地区公民館は現在の数を維持することだが、これらを建てた時より人口は減っており、今後も減ることは確実である。それでも現在の数が必要なのか。	ただし、地区会館と地区公民館については、「素案策定の基本的な考え方」において、「今後の利用状況の見極め等を行う」としており、利用状況が極めて低位な施設については、今回は建替え等の対象としなかった地区体育館も含め、施設の更新時期を見据えるなかで、さらなる見直しを検討する必要があると考えています。
4	高齢化が進むが、次世代を見据えたコミュニティづくりの視点はどうなっているか。	今回の取組においては、窓口機能は市域内の配置バランスや市民の利便性に着目して集約化と相談機能の強化を図る一方、市民自らがまちづくりの担い手として活動するための拠点となる地域振興センター及び地区会館は、人口減少が予想されるなかであっても、引き続き現行の拠点数を維持し、地域に密着した各種取組の充実・活性化を図ることとしています。
5	施設の配置は何を基準に決めているのか。人口か。阪急線より北はマンションが増え、どんどん若い世帯が入っているのに、それを考慮していないのではないかと。	本市はこれまで右肩上がりの税収や収益事業収入に支えられるなかで、人口の増加等に合わせて施設の整備をしてきました。なかでも本市の特徴として、支所の所管区域に基づき、同種の施設を6地区に設置するなどの取組を進めてきたこともあり、基本的な認識としては、本市の現有施設は狭い市域面積や人口規模の割にはきめ細かく設置されており、また、財政的な制約からも、これ以上増やすのは困難であると考えています。
6	跡地を住宅地として開発することだが、尼崎市は戸建の最低敷地面積が狭すぎる。最低敷地面積を広くしていい住宅地にすれば、高所得者が入り、教育レベルも上がるのではないかと。	施設の集約化や廃止に伴い生じる遊休地は、当該遊休地周辺の状況を見ながら、現役世代の転入・定住を促進するため、基本的には優良な住宅等の形成並びに新施設建設の財源確保に活用したいと考えています。
7	市有地を売却すると言うが、有効活用のめどはあるのか。	また、市有地を売却する場合にあたっては、優良な住宅等として開発することを基本に据えながら、広く事業者から提案を募り、市民の皆様にも意見を聴くなかで、有効に活用していくよう取り組んでいきたいと考えています。
8	跡地利用の方法だが、どこからか圧力がかかると、その意向に沿った利用方法になってしまうのではないかと。	
9	跡地を優良な宅地にすると言うが、人口減は単に家だけの問題ではなく、教育、福祉、子育て支援等、様々な問題が関わっている。	今後、少子高齢化がますます進行していく状況を踏まえると、住民福祉の支え手となる現役世代を増加させていくことが重要であり、そのためには、そうした方々に魅力を感じてもらえるようなまちづくりが必要であると考えておりますことから、「次期行財政改革に係る計画」において、その各論のなかで有効な方策をお示すよう、現在、検討を進めているところであり、また、そうしたまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の策定作業も併せて進めているところでございます。
10	人口が減っているのは、尼崎に魅力がないからである。市の魅力づくりのために他にやることはあるはずである。	今後も人口減少が続くと予想されるなか、新たな総合計画において、まちの魅力を高めていくことはまちづくりの考え方として重要な点であると位置付け、取組を進めていくこととしております。
11	他市から人に流入してもらいたいなら、公共施設のあり方について、他市の人たちの利便性も考えるべきではないかと。	なお、公共施設については市民の皆様が税金で建設・維持管理・運営がなされているものであり、基本的には本市の市民の利便性を第一に考えることが重要であると認識しています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
12	市はこれまで遊休地を売ってきたが、後から売らなければよかったと思ったことはないか。「今いらなから売る」というのではなく、要・不要は長期的な視点で考えるべきである。	ご指摘のとおり、遊休地については売却だけが選択肢ではなく、中長期的な視点でその取扱いを検討する必要があると考えています。 直近の市の取組のなかでも、例えば、市営琴浦住宅跡地は、周辺の産業等の立地の動向を中長期的に見極める必要があるとの判断から、20年間の定期借地権を設定して暫定的に賃貸することとしています。
13	地区会館の利用者はたくさんいるのに説明会に人が集まらないのは、PR不足だからである。地区会館の話をするのになぜ会館にポスターの一つも貼らないのか。	今回の取組内容については、施設を利用しない方も含め、幅広い市民の皆様からご意見をうかがいたいと考えています。 そこで、まず「素案策定の基本的な考え方」を取りまとめた段階で、市のホームページにその内容を掲載するとともに、市民意見公募手続と市民説明会の実施について、市報、ホームページでお知らせしました。併せて、公開の場における政策推進会議、議会の総合計画等特別委員会、各地区の支部社協の常任理事会等でもお示しして、ご意見をうかがうとともに、市長の定例記者会見でも内容を公表し、複数紙の地方版に掲載されました。 さらに、「素案のたたき台」でもほぼ同じ手続を踏むとともに、市民説明会の実施にあたっては協働推進員を通じた各戸向けの回覧も行い、開催の周知を強化しました。 今後も折に触れて内容の広報、周知に努め、多くの市民の皆様からご意見を聴取したいと考えています。
14	各地区の複合施設の建替え順序は具体的に決まっているのか。	施設の供用開始時期を明示することは、必要な工期等から逆算した成案化の時期を示すことにもなりますが、各地区に建設する複合施設については、設置場所等について市民意見を十分に聴く時間が必要であると考えております。 そうしたことから、「素案のたたき台」では具体的な供用開始時期を取えずに提示せず、目途とする時期を大まかに示しています。
15	「素案のたたき台」とはだれに対して言っているのか。内容は既に決まっているのではないのか。	「素案」とは、原案になる前の、大もとの考えや案を指す言葉です。本来的には市民意見等を踏まえた修正もあり得る案ですが、「素案策定の基本的な考え方」に係る市民説明会の際、「素案」という言葉が持つイメージとして、「ほぼ確定して修正余地がほとんどない案」という受け止め方をするとの声がありました。
16	今後のスケジュールはどうなっているのか。具体案を決めるのは、これから地区の意見を聞き、課題が解決した段階でということか。	また、今回お示した内容のうち、窓口集約後の対応として、今後も地域に残す業務の内容や担い手、また、各地区に建設する複合施設の設置場所については、市民意見公募手続や市民説明会等の場でいただいたご意見も踏まえるなかで、市の考え方や候補地の案をまとめることとしていることから、「たたき台」という言葉を付け加えたものです。 今後、それらの内容についても改めてご意見をうかがい、成案化に向け取り組んでいきたいと考えています。
施設の建替えと市の財政について		
17	財政状況が厳しいなかで、これだけの施設を更新すると、相当費用がかかり、さらに財政を圧迫してしまうのではないのか。	過去のまちづくりにおいて発行した多額の市債等の償還が、結果として今般の財政を圧迫している大きな要因となっていることから、今後進めるべき施設の更新等も、一定の財政規律の下、後年度に過度な負担にならない範囲で実施しなければなりません。
18	公債費が全然減らず、毎年200億円以上払っている。そんな状況で、このような建替えができるのか。	今回の取組では、将来の負担を見据え、コストと便益の最適化を図ることを第一の目的としながら、必要な施設や機能について、市民の意見も踏まえ十分検討し、その整備にあたっては、施設の複合化による集約を行い、そこで生じる遊休地を売却することで、建替え等に要する財源を一定確保することとしています。
19	センタープールからの収益が100億円以上あった時代に施設整備が進められたが、今は違う。市の財政は大丈夫なのか。	現段階では、今回対象としている施設の建替え等に係る建設費用等は約60億円で、施設の集約等により生じる跡地の売却収入が約23億円と試算しております。
20	財政状況が厳しい中、本当にこのような施設の更新ができるのか。	なお、対象施設の現状の総延床面積は25,500㎡程度ですが、集約後は、(仮称)保健福祉センターを新たに2か所設置することで増える部分を含めても、全体で22,000㎡程度まで減らすことを想定しており、その結果、全てを建て替える場合と比較して、建替え費用の削減で12億円程度、跡地の売却収入で23億円程度、合わせて35億円程度の財政負担の軽減効果を見込んでおります。
21	建築コスト計画について説明してほしい。	
22	地域振興センターと地区会館の複合施設の設置場所の選択肢を示すとのことだが、これは全て市有地か。	公共施設を今後どのように配置するかという点につきましては、「素案策定の基本的な考え方」において、「施設の特長や市域内・地区内での配置バランス等を考慮するなかで、現所在地だけでなく、他の未利用地等も含め、場所の選定を行う。」としています。
23	市内に良い土地が売りに出たら取得するという考えはないか。	施設の設置場所としては、基本的には市有の遊休地等を活用することとしており、本市の厳しい財政状況のなかで、新たな敷地を別途購入または賃借することは困難であると考えています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
24	耐震基準は法律改正で年々厳しくなっている。新基準を満たしていないからといって、まだ寿命が来っていない建物を潰して建て替えるというのはいかかなものか。	公共施設の整備更新は、防災計画との整合性を図るなかで中長期的に進める必要があると考えていますが、一方で、各地区の支所のように、災害時に一定の役割を担う施設でありながら著しく老朽化し、経年による劣化も懸念される施設については、早急な対策が求められます。
25	耐震診断をし、改修で対応できるものについてはそうした方がよいと思うが、そのような考え方はしなかったのか。	また、耐震改修工事自体は施設の寿命を延ばすものではなく、いずれは建替え等が必要となることから、今回の取組のなかで、同じく老朽化が進む支所(地域振興センター)と地区会館との複合化を行い、施設の集約で生じる遊休地の売却により、一定の財源を確保しながら建替え等を進めるのが妥当であると判断したものでございます。
26	武庫地区会館はまだ築40年にならず、空調も更新して1、2年である。まだ使えるのではないか。	
27	跡地の売却で財源を手当てすると言うが、限度がある。それよりも給与を減らすなど、人件費の削減を進めるべきだ。市民のものである市有地を売るといのはおかしい。職員も身を切る覚悟をするべきである。	職員数については、10年前の平成13年度には4,400人弱、人口10万人あたり950人弱でしたが、その後の人員削減の取組を通じて、平成23年度では3,000人強、人口10万人あたり670人弱までスリム化を進めてきています。 職員の給与水準についても、各種手当の見直しや給料水準の引き下げを行うとともに、技能労務職給料表を新たに導入するなど、その適正化に取り組んでまいりました。 また、現下の厳しい財政状況のなか、平成14年度以降は給料等の削減措置も講じています。近年では、平成20年度～平成22年度の間、地域手当の削減措置(最大85%削減)を行うとともに、平成22年度からは期末・勤勉手当の削減措置(最大25%削減)を、平成23年度からは給料そのものの削減措置(最大8%削減)を実施し、人件費の縮減に努めています。 このような取組の結果、10年前の平成13年度に約495億円であった人件費総額は、平成23年度は約304億円となり、10年前と比較すると、191億円(約39%)の減となっております。(いずれも一般会計の数値) なお、今回の取組では、施設の整備にあたっては、施設の複合化による集約を行い、そこで生じる遊休地を売却することで、建替え等に要する財源を一定確保することとしており、集約をせずに全てを建て替える場合と比較して、35億円程度の財政負担の軽減効果を見込んでおります。
28	今回示された案で、職員の数はどれくらい減る見込みか。	今回の取組では、老朽化等の問題を抱える施設を適切に建て替えていくことを最も重視しておりますが、人件費を含む公共施設の維持管理・運営費用は金額的にも大きいことから、取組が費用削減につながるかどうかについても、併せて検討する必要があると考えています。
受益者負担について		
29	地区会館は、当初は無料で利用できたのに、有料になり、だんだん値上げされている。そのためグループの仲間も減ってしまった。新しい施設になるとまた使用料が高くなるのではないか。	貸館施設は福祉の増進という観点を中心に設置しているものですが、税金を投入して維持管理、運営している以上、利用しない市民との公平性や、受益と負担の適正化の観点が必要と考えています。
30	施設の建替えにあたり、利用者負担の増額も考えているのか。	今後、新たな施設の具体的な仕様を固めていくなかで、使用料についても検討していきたいと考えています。
施設の複合化について		
31	6行政区は昔の合併前の町村から引き継がれたものであり、各地区の施設を安易に集約するべきではない。	本市はこれまで右肩上がりの税収や収益事業収入に支えられるなかで、人口の増加等に合わせて施設の整備をしてきましたが、今日の厳しい財政状況や、ピーク時から10万人以上人口が減少していることなども踏まえると、公共施設や行政サービスの見直しは避けられない課題であると考えています。 施設の複合化は、各施設を単独で建て替えることが財政的に難しいなかで、施設の集約で生じる遊休地の売却により、一定の財源を確保しながら建替え等を進めていくために必要な手段であると考えています。
32	地区会館は、地域振興センターと一体化する時に規模が縮小されることのないようにしてほしい。	「素案策定の基本的な考え方」では、施設の建替えにあたり、機能・利便性の向上を図ることも、重視する考え方のひとつとしています。施設の大きさについては、必要な機能を設置するための最小規模とする必要がありますが、そうした前提のなかでどのような機能が必要かを検討する際には、今日的な市民ニーズ等を踏まえ、より使いやすい施設とすべく、検討していきたいと考えています。
33	地区会館と公民館を合築すれば公民館の跡地も売却できるし、維持管理費や人件費も削減できるのではないか。	今回の取組にある地区会館と地域振興センターとの複合化に限らず、市の施設間での複合化による集約は重要な視点であると認識していますが、施設の複合化は、場合によっては将来的な施設の柔軟な運用・見直しの妨げにもなり得ることから、どのように複合化を行うかにつきましては、慎重に検討したいと考えています。 なお、公民館については、現在、16分館の地域移管等の取組を進めていることを踏まえ、6地区公民館を存続することとしています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
市役所第2駐車場の複合施設について		
34	第2駐車場に建設する複合施設には、「素案のたたき台」で示しているもの以外の機能を入れることはないのか。	第2駐車場の敷地に建設可能な建物の規模は、法的、財政的な制約のなかで検討する必要がある。「素案のたたき台」で示した以外の機能をさらに設置するのは困難ですが、今後、細部を固めていく際には、市民窓口について、具体的にどのような機能を設置すればより市民の利便性が高まるかなどを、慎重に検討したいと考えています。
35	第2駐車場の土地に複合施設をつくることだが、駐車場の確保についても検討するべきである。	第2駐車場の複合施設の具体的な機能については、より市民の利便性が高まるよう慎重に検討していくこととしていますが、市民の方々が利用しやすい施設となるよう、施設の機能に応じて一定の駐車スペースを確保していきたいと考えています。
窓口の集約について		
36	私自身はあまり利用しないが、地域における保健・福祉業務はとても重要であり、行政の基本的な役割だと思う。	<p>本市の歳入は高度経済成長を背景に昭和40年代に急増し、昭和50年度には市税収入と競艇場等の収益事業収入の合計が昭和40年度の5倍以上となりました。こうした豊かな財政に支えられ、福祉・医療等の分野で本市独自の事業を実施したり、公共施設をきめ細かく整備しましたが、これに伴い、歳出額も6倍を超える規模に膨張しました。</p> <p>その後の経済不況等により財政状況が悪化するなか、人件費の抑制をはじめ、行財政改革の取組を進めてきましたが、なお厳しい財政状況が続くなか、豊かな財政と職員数を有していた当時と同様に、市内6か所でよりきめ細かな対応を図るため施設を整備することは困難です。</p> <p>今回の取組は、そうした制約があるなかで、高齢化の進行等を踏まえ、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、現行の6地区の窓口を集約し、保健福祉の総合的な相談機能を有した窓口を2か所設置することにしたものです。</p> <p>なお、市民の利便性を確保するという観点から、引き続き地域に残す必要がある窓口・機能とその担い手について、現在検討しているところであり、考え方がまとまり次第、改めて市民説明会等を開催したいと考えています。</p>
37	施設の場所を見ると、市域の中心部、本庁周辺に集まっている。窓口を集約化した後は、交通費と時間を使って行けということか。	
38	効率化のために地域の業務をみんな中心部にまとめてしまおうというのは、市民のことを考えていないと思う。	
39	支所がなくなり、証明書は本庁か塚口に行かないと取れないということか。高齢者にそんなことができるか。	
40	保健・福祉は行政の最低限の役割で、それが全市民に行き渡るようにするのが役所の仕事である。外出が難しい高齢者のことをどう思っているのか。	
41	乳幼児健診を2か所にすると聞いて驚いている。お母さんたちが乳幼児をどんな思いで連れてきていると思うのか。現在の6か所でも少ないと思う。	
42	地域振興センターよりも地域保健・地域福祉の方が大事なのではないか。これらの機能を地区ごとに置き、市民皆にサービスが行き渡るようにするのは、行政の一番重要な仕事である。	
43	今地域でやっているくらいのサービスは残せないのか。何をすることも本庁まで行かなければならない状況にはしないでほしい。	
44	今の支所の機能は最低限残してほしい。	
45	地域に保健・福祉の窓口は残してほしい。阪急塚口は駐車場が有料であるし、本庁の駐車場はいつも満車でなかなか入れない。	
46	地域保健・福祉の担い手をどこにするかという話があったが、社協等に任せるのは問題だ。やはり今のまま市の職員が対応してほしい。	

No.	意見の概要	意見に対する考え方
47	「支所の福祉窓口では十分用が足せない」と言うが、今の支所がそうなのは、平成18年の支所再編で機能を縮小したのが原因である。支所で用が足せなくなった分、本庁に人が集中して大変なことになったと聞いている。そのあたりの説明、支所再編の総括はどうなっているか。	厳しい財政状況が続くなか、豊かな財政と職員数を有していた当時と同様に、市内6か所よりきめ細かな対応を図るため施設を整備することは困難です。 そうしたなかで、証明コーナーは平成18年の支所再編時の議論等を踏まえて設置しているものですが、住基ネットの普及に伴い、住民票の添付が必要な手続が減っていることなどを背景に、本庁窓口を含めた全体の処理件数が減少しています。特に証明コーナーの減少が顕著で、平成15年の実績をもとに設定した当初予定件数と比較して4～5割程度も減少しており、非効率な運営となっています。
48	平成18年の支所再編時に、我々が必死で声を上げることで、証明コーナーと地域保健・福祉担当だけは地域に残すことになったのに、それを全て奪うのか。次々と地域から施設がなくなっていっていることについて、何も感じないのか。	また、証明書交付等の市民窓口は、現在よりも件数が多かった平成16年の調査でも、年に2、3回までの利用が9割以上を占めるなど、もともと利用頻度が低いことも踏まえ、窓口の集約による効率化を図るべきであると判断したものです。
49	証明コーナーを地域に残すことは、平成18年度の支所再編での約束だった。住民サービスをだれもが受けられるようにするのが役所の仕事である。約束を破ってどんどんそれを削るとはどういうことか。	次に、地域保健担当の業務のうち、特に課題となっている乳幼児健診等の実施上の安全性確保については、支所再編の際、当初は旧保健センターの建物に支所機能を移転設置しようとしていた地区について、市民意見等を踏まえるなかで、支所の建物を使用することとなった経緯があります。結果として、中央と大庄以外の地区では、建物の構造面で課題を抱えることとなっています。
50	乳幼児健診を支所でするのは安全でないとと言うが、安全な建物を確保できていないのは行政の責任ではないか。	が、本市の厳しい財政状況では、必要な広さや安全性等を備えた施設を各地区で整備するのは困難であり、集約化を行わざるを得ないと判断したものです。
51	かつては支所で道路の修繕などもやってくれたが、今は本庁の各課で対応しているということである。支所再編によって市民生活にどんな影響があったのか、検証すべきである。	また、地域福祉担当については、福祉事務所を1所化した際に、申請受付等の事務を行う窓口として設置したものの、職員配置の制約上、相談対応を含む業務内容には制約があるため、利用者が結局本庁に行かざるを得ない場合があります。このように、手続等の内容によって行く窓口が異なることにより、市民にとって分かりづらく、不便さを招く要因となっている一方で、1所化した福祉事務所では、再編以降の長引く経済の低迷、高齢化の進行等による被保護者数の大幅な増加により、年々組織規模が拡大し、組織の肥大化による弊害が生じるなどの課題を抱えていたことから、地域の窓口を集約する一方で、保健関係も含め、総合的な相談機能を有した窓口を2か所設置することにしたものです。
52	コンビニ交付の導入は具体化しているのか。若い人しか利用できないのではないか。	コンビニ交付は、証明コーナーの集約に伴う市民サービス面での低下を補う手段として、「素案のたたき台」において「導入に向けた取組を進める」としているものです。市の窓口の開庁時間以外でも、また、他市の店舗でも利用できるなどのメリットがありますが、住基カードの普及や、端末の操作に不慣れな方もいるなどの課題もありますことから、慎重に検討するとともに、コンビニ交付以外の負担軽減策についても併せて検討を行いたいと考えています。
53	コンビニ交付と言うが、銀行のCD機でも苦手な高齢者はいる。それをコンビニでやれと言われても、とてもできそうもない。	
54	今はインターネットの時代で、銀行振込なども皆パソコンでできる。証明書発行もそのようにできるのではないか。	
55	JR尼崎駅付近にサービスセンターを設置することだが、駅舎の増築計画があるので、その中にスペースを設けることを考えてほしい。その他にも、市民のための施設、例えば保育所をつくれれば、駅で子どもを預けて仕事に行ったりできるので、検討できないか。	JR尼崎サービスセンターの設置場所については、市民の皆様の利便性の向上や、賃料負担を極力抑えることなど、様々な視点に基づき、いただいたご意見も参考とするなかで、今後検討していきたいと考えています。
56	JR尼崎サービスセンターは、駅の中につくってほしい。	
仮称・保健福祉センターについて		
57	阪急塚口駅の近くに保健福祉の窓口を設置することだが、具体的にどこを考えているのか。	仮称・保健福祉センターの阪急塚口駅周辺での設置場所については、乳幼児健診等の安全・安心な実施や、手続の利便性を考慮し、いただいたご意見も参考とするなかで、今後検討いたします。
58	阪急塚口駅周辺とは、さんさんタウンを想定しているのか。場所の選定にあたっては、耐震性やエレベータの使い勝手等も勘案するべきではないか。	
防災上の観点について		
59	尼崎は海拔0m地帯が広いので、駅周辺に高層の建物を集約してほしい。	今回の取組においては、各地区の支所のように、災害時に一定の役割を担う施設でありながら著しく老朽化しているものについて、早急に建替え等を行い、必要な耐震性と高さを備えた施設を各地区に整備することとしています。
60	今後東南海・南海地震でマグニチュード9クラスの地震が起こったら、今の計画で建てた建物是对応できないのではないか。	新たに建設する地区会館と地域振興センターの複合施設については、災害時の一時避難場所等としても活用することを想定しており、津波対策という点では3階建以上にする必要があると考えています。
61	狭い土地のぎりぎりいっぱい建物に建ててではなく、広い敷地に災害拠点となる大きな建物に建ててほしい。	

No.	意見の概要	意見に対する考え方
複合施設の設置場所について		
62	小田地区の地区会館、地域振興センターはJR線の南側にあるが、新施設を建てる場所は北側にしてほしい。	各地区に建設する複合施設の設置場所については、「素案策定の基本的な考え方」に係る市民説明会等の場においても市民の皆様のご関心が強く、丁寧にご意見をうかがう必要があると考えました。
63	潮江の方は、JRより南の地区会館は使わない。老人会では1,200人くらい集まるので、北側にもっと広い施設があるとよいと思う。	そうしたことから、「素案のたたき台」では、施設の設置場所を特定せず、時間を掛けてご意見をうかがうなかで、成案化することとしました。
64	小田地区の複合施設は、現在の支所の場所につくるのが一番地域の理解を得やすいと思う。	今後は、地区内で考えられる候補地をメリット・デメリットとともにお示しするなかで、地域の皆様のご意見を丁寧にうかがい、地区全体としての最適化が図られるような方向で、施設の設置場所を決めていきたいと考えています。
65	大庄地区の複合施設は大庄西中の跡地に建設してはどうか。	
労働福祉会館、労働センターについて		
66	私は東難波に住んでいるので、両施設がなくなるのは辛い。施設がどんどん北に移っている。北の人口が増えてきているから仕方がないと思うが、阪神尼崎周辺が寂れていくように感じる。	労働福祉会館については、老朽化や利用率の低下という課題を抱えるとともに、利用者が労働団体から近隣の住民へとシフトしていることから、設置目的であった労働福祉行政上の役割は薄れてきていると判断し、労働福祉会館の補完的役割を担う施設である労働センターとともに、廃止に向けた検討や市民説明等を行ってきました。
67	労働福祉会館のよさはやはり立地である。市役所のバスの便がよいのは確かだが、「労働福祉会館は今の立地で」という利用者の声があるのだから、ここに残すべきだ。南の地域には是非とも必要な施設である。	このたび、両施設の廃止等に係る関連条例案が平成24年2月議会で可決されましたことから、両施設は平成24年度末で廃止いたします。
68	労働福祉会館は、阪神淡路大震災でも大きな被害がなかった。大体、公共施設の造りはしっかりしている。旧耐震の時代の建物というだけの理由で建替えというのはおかしい。「診断はしていないが、年数が経ったから建て替える」では到底納得できない。やはり診断をするべきである。	また、労働福祉会館、労働センターの貸館機能は、地区会館等の施設数を維持することで一定の代替が可能であると考えていますが、曜日や時間帯によっては労働福祉会館大ホールの利用率がかなり高くなっていることなど、ホール利用のニーズが高いことを踏まえ、アクセス面等の市民の利便性も勘案するなかで、市役所第2駐車場の複合施設内に、多目的ホール等を設置することとしています。
69	労働福祉会館が廃止されると、あの辺りに避難できる公的な施設がなくなるので、防災の観点から残すべきである。	労働福祉会館は昭和41年度にしゅん工し、旧耐震基準で設計されているとともに、しゅん工から45年以上が経過するなかで、経年による劣化も懸念されるところです。
70	労働福祉会館の閉鎖を2年延期して、空白期間ができないようにしてほしい。	施設設備が限界にきていることから、引き続き使い続けるには概ね1億円の経費を要するとともに、中長期的に使用する場合には、耐震改修工事に概算で5億円以上の経費が必要となります。ご指摘のように、耐震診断を行った上で、多大な改修経費を投入することも選択肢のひとつではありましたが、著しく老朽化し、目的が終息した施設であることから、平成24年度末で廃止させていただくこととしました。
71	労働福祉会館は使いやすく借りやすい。2年間使えないのは非常に困る。代替を探すのは難しいのではないか。	なお、施設の老朽化の状況から、労働福祉会館は避難所としては適切ではなく、同施設周辺では難波小学校を災害時の避難場所として指定しています。
72	労働福祉会館を毎月5、6回使っているのので、代替施設の問題については気をつけてほしい。	労働福祉会館、労働センターの貸館機能は、地区会館等の施設数を維持することで一定の代替が可能であると考えています。
73	労働福祉会館の利用者は、利用できない2年間、どうすればいいのか。	例えば、労働福祉会館と労働センターの利用件数と他施設での空き件数を比較すると、ホールでは平均で6～9倍程度、会議室等では平均で12倍の空き件数があります。
公民館について		
74	尼崎市は公民館はかなり多いが、人口も減ってきているので、当然統合、廃止していくことになると思う。どのような計画になっているか。	施設の閉鎖を延期するのは困難ですが、労働福祉会館の廃止後の対応として、労働福祉会館を含めた貸館施設の利用者の利便性向上を図るため、市内の公共施設の空室状況の確認ができるようなシステムの導入等について検討したいと考えています。
75	公民館と地区会館の違いがよくわからない。公民館の使用料はどうしてこれほど安いのか。一方で、飲食ができないなど、利用上の制限が多くて使いにくい。	公民館については、現在、16分館の地域移管等の取組を進めていることを踏まえ、6地区公民館を存続することとしています。
76	大阪市の生涯学習センターを月に何度か利用しているが、尼崎市にはそのような目的で利用できる貸館施設がない。公民館は地区会館とは設立目的が違うのは分かるが、もっと弾力的に、割増料金でもよいので幅広く、自由に利用できるようにしてほしい。	その上で、「素案策定の基本的な考え方」において、「今後の利用状況の見極め等を行う」としており、利用状況が極めて低位な施設については、施設の更新時期を見据えるなかで、さらなる見直しを検討する必要があると考えています。
		公民館につきましては、社会教育法で定める施設であるため、営利、政治、宗教に関する制限をはじめ、施設の主目的が学習、集会など利用者の社会教育活動に寄与することを目的に限定しているほか、団体又はグループとして使用していただくことや、飲食はできないなどの制限を行っております。
		また、公民館は社会教育施設であることから、学習する機会を多くの方が享受できる施設として低廉な料金設定としております。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
77	公民館で飲食ができないのはなぜか。老人会で公民館を使わせてもらっているが、夕方からの利用の際には参加者に軽食くらい出したい。何とかならないか。	(市の考え方は前ページに記載)
78	立花公民館にエレベータを設置するのは、敷地面積と建蔽率の関係が無理とのことだが、隣地を買収するなど、何かいい考えはないのか。	施設の設置場所として、新たな敷地を別途購入または賃借することは、本市の厳しい財政状況では困難です。 また、立花公民館は現在進めている分館の地域移管等の取組において、分館が廃止される場合の受け皿として現地周辺にあることが求められることから、県立塚口病院の跡地への移転も困難であると考えています。
79	立花公民館の移転先として、県立塚口病院の跡地は利用できないか。	
尼崎養護学校について		
80	尼崎養護学校の市内移転は、早くしないとダメかと思うが、候補地はあるのか。	「素案のたたき台」に記載のとおり、尼崎養護学校の移転の場所及び時期等については、平成24年度のできるだけ早い時期に市の案を提示します。
本庁舎について		
81	本庁舎の建替えとなると相当な費用がかかると思うが、今の建物は本当に使用に耐えないのか。	本庁舎は南館等の耐震性に懸念があるとともに、耐震改修工事自体は施設の寿命を延ばすものではなく、一定の耐震化が図られている建物についてもいずれは建替え等が必要であることから、平成28年度の市制100周年という節目も視野に入れ、地区会館等の諸施設の建替え終了後に建替え等に着手するべく、今後の方向性について検討を進めることとしています。 ご指摘のとおり、建替えにつきましては多大な財源を要することから、その調達方法とともに、設置場所や付加する機能につきましても、時間をかけて幅広い観点から検討していく必要があると考えています。
東園田地区の施設存続を求める意見		
東園田／地域特性への配慮等について		
82	園田地区は川を挟んで東西に地域が分かれており、支所がある西側を中心に動いている。園田地区では、施設のある方がどうしても中心になっている。	本市における「地域」の捉え方には様々ありますが、過去の町村合併の歴史を背景として、市民に最も浸透しているのが「6地区」であること、また、厳しい財政状況や人口の減少傾向等も踏まえるなかで、公共施設の最適化を考える上では、この「6地区」を最小単位としています。 道路や鉄道等の形状、また、歴史的な経緯等による住民意識の差異は園田地区以外でもあり、そうしたことを理由に、「6地区」をさらに東西・南北に分けるという考え方は持っておりませんが、地域の皆様のご意見を丁寧にかがうなかで、地区全体としての最適化が図られるような方向で、施設の設置場所を決めていきたいと考えています。
83	新たな地区会館を東園田で建設しないと言うなら、そもそも支所と地区会館を1つにすること自体、園田地区の実情に合わないのだから、考え方を根本から見直すべきである。	
84	園田地区の特殊性を役所は分かっていないのではないかと。ここは川に挟まれた「島の内」である。東だ、西だとけんかはしたくないが、地域的に分断されているのは事実である。老人バス券も地区会館や証明コーナーで渡してあげれば良いのに、川を渡って支所まで取りに行かされる。役所は分かっていない。	
85	園田地区は、尼崎との合併時に「合併しても地域にとっていいことはないのでは」との意見も強いなか、市が、合併に際して様々な内容の念書を書いたりして、ようやく合併に漕ぎつけた経緯がある。東園田地域の拠点を奪われるのなら、東園田は独立した市になりたいくらいである。	
86	「地域振興センターと地区会館を一体化し、地域の拠点にする」とのことだが、その拠点施設が西園田にできたら、東園田はどうなるのか。今は地区会館が東にあるから、西と緩やかにつながっていけるが、そうではなくなる。	

No.	意見の概要	意見に対する考え方
東園田／窓口の集約等について		
87	なぜ園田駅前に証明コーナーが残ったと思っているのか。行政がその必要性を認めたからである。東園田にとって地区会館と証明コーナーはかけがえのないもので、それは全住民の一致した思いだ。東にこのような皆が集まれる施設があるから、地域が一体になれる。そのことをどう考えているのか。	証明コーナーは平成18年の支所再編時の議論等を踏まえて設置しているものですが、住基ネットの普及に伴い、住民票の添付が必要な手続が減っていることなどを背景に、本庁窓口を含めた全体の処理件数が減少しており、特に証明コーナーの処理件数が大幅に減少しています。阪急園田証明コーナーも同様で、平成15年の実績をもとに設定した当初予定件数と比較して、45%程度も件数が減少しており、非効率な運営となっています。
88	園田地区は9万人もいるのに、窓口を全てなくし、皆阪急塚口まで行けとはどういうことか。阪急塚口に行くのがどんなに大変か知っているのか。道は狭くて混んでいるし、駐車場も有料である。	また、証明書交付等の市民窓口は、現在よりも件数が多かった平成16年の調査でも、年に2、3回までの利用が9割以上を占めるなど、もともと利用頻度が低いことも踏まえ、窓口の集約による効率化を図るべきであると判断したものです。
89	阪急塚口に行こうとしたら駐車場は有料で、本庁に行くには直通のバスがない。園田地区は同じように税金を払っているのに疎外されている。	集約に伴う課題への対応としては、既存のサービスとして各種証明書の郵送による請求をご利用いただけるほか、コンビニエンスストアで交付を受けられるサービスの導入や、これまで以上に混雑が予想される本庁、阪急塚口サービスセンターの拡張等を検討しています。
90	建替えは結構だが、窓口機能は地域に残してほしい。高齢化が進むのに、本庁まで行かないと用が足せないようでは困る。	園田地区会館については地域振興センターとの複合化による建替えを行い、災害時の一時避難場所としても活用できるなど、施設の機能・利便性の向上を図ることとしていますが、施設の設置場所は、時間を掛けて地域の皆様のご意見をうかがうなかで、成案化することとしています。
東園田／複合施設の設置場所について		
91	新しい施設の場所は未定と言うが、地区会館が東園田に残るのか残らないのかは私たちにとても大変な問題である。子育て世代の人、年を取って趣味を楽しみたいという人等、遠出のできない方々が利用する施設だ。これが身近な場所からなくなってしまふなど考えられない。	各地区に建設する複合施設の設置場所については、「素案策定の基本的な考え方」に係る市民説明会等の場においても市民の皆様のご関心が強く、丁寧に意見をうかがう必要があると考えました。
92	今の園田支所の場所に複合的な建物をつくっても、駐車場も確保できないのではないのか。	そうしたことから、「素案のたたき台」では、施設の設置場所を特定せず、時間を掛けてご意見をうかがうなかで、成案化することとしました。
東園田／複合施設の規模や機能等について		
93	市役所第2駐車場に建設する複合施設のようなものを、東園田にもつくってほしい。大規模な施設を設置する以外、東園田の活性化の道はない。	今回の取組においては、窓口機能は市内の配置バランスや市民の利便性に着目して集約化と相談機能の強化を図る一方、市民自らがまちづくりの担い手として活動するための拠点となる地域振興センター及び地区会館は、人口減少が予想されるなかにあっても、引き続き現行の拠点数を維持し、地域に密着した各種取組の充実・活性化を図ることとしています。
94	園田は子どもが多いのに遊ぶところが少ない。地区会館を建て替える時には、子どもが遊べる場所も確保してほしい。	一方、施設の規模については、今回の取組全体として、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、コストと便益の最適化を目指すこととしていることから、必要な機能を設置するための最小規模とする必要があると考えています。園田地区において、市役所第2駐車場の複合施設並みの新たな大規模施設を建設することは、低未利用のスペースを生むリスクが高いことから、考えておりません。
その他		
95	駅前再開発で建てたビルにかなり空床があるが、それらの活用も考えるべきである。	「素案策定の基本的な考え方」では、施設の建替えにあたり、機能・利便性の向上を図ることも、重視する考え方のひとつとしています。前項のとおり、施設の大きさについては、必要な機能を設置するための最小規模とする必要がありますが、そうした前提のなかでどのような機能が必要かを検討する際には、今日的な市民ニーズ等を踏まえ、より使いやすい施設とすべく、検討していきたいと考えています。
96	塚口さんさんタウンは空きテナントが多いが、もっと有効活用を図るべきである。	再開発事業で整備した商業施設につきましては、空き床の増加などの問題が顕在化しているところであり、公共施設の最適化に向けた取組においては、それらの空き床の利活用も重要な視点であると考えています。
97	インターネットの時代なのに、貸館の空室状況を各施設に電話で問い合わせなければならないというのは遅れている。また、各館の入口部分にも、貸館の空室検索ができるタッチパネルを設置してほしい。	建物や設備の仕様等については、実際の利用状況や市民意見等を踏まえるなかで検討する必要があると考えております。
98	施設の更新の際には、市民がインターネットを使えるパソコンも是非設置してほしい。無線LANも使えるようにしてほしい。	また、貸館の空室状況については、その確認ができるような仕組みについて検討したいと考えています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
99	高齢化も進むので、今後地区会館を更新するにあたっては、6館全てで、武庫地区会館のように1階に医院に入ってもらうようにしてはどうか。	今回の取組全体として、ファンリディマネジメントの考え方を踏まえ、コストと便益の最適化を目指すこととしていることから、施設の大きさについては、必要な機能を設置するための最小規模とする必要があると考えています。 高齢化の進行への対応は重要な課題ではありますが、賃貸用のフロアを設けるために新たな施設の規模を大きくすることは、低未利用のスペースを生むリスクが懸念されることから困難であると考えています。
100	公民館分館の移管について、利用者に対してきちんと説明してほしい。例えば、今は市の職員がいるが、これを地域が管理することになると、具体的にどうなるのか。分館の管理にはどの程度の費用がかかっている、それが地域に移管されるとどうなるのか。	公民館分館の地域への移管につきましては、現在、地域団体等と学習の場としての役割を一定保った地域施設として管理運営を受託していただけるか、管理体制や管理経費等の件を含めて協議を行っているところです。 各分館における今後の方針が具体的になる中で、公民館利用者への説明に努めてまいりたいと考えております。
101	公民館分館については、地域移管ができない場合は廃止ということだが、利用者は地域の方たちなので、遠くでは活動を続けられない。是非建て替えて残してほしい。	極めて厳しい財政状況が続くなか、特に築40年前後のものが多い老朽化の進む公民館分館への投資(大規模修繕、建替え)は今後十分にできない状況にあることから、地域への移管等を行い、公民館分館の廃止をすることとしているものです。 現在、地域の学習施設としての役割を一定保ちつつ、地域住民の集会施設として、当該建物の運営等を地域団体等へ委ねることについて協議しておりますが、地域団体等が引き受けていただけない場合につきましては、地区公民館を中心として、利用者の活動場所の確保に努めてまいりたいと考えております。
102	公民館の登録グループは、毎年更新書類を提出させられる。長年活動している団体に毎年出させる必要があるのか。事務の簡素化のためにも、例えば2年に1回とかにしてはどうか。内容に変更があれば、その都度届出をさせれば済むことである。	公民館グループの登録につきましては、その活動内容と運営状況に一定の要件を備えていることを条件としております。次年度の活動継続の意思確認に加え、社会教育目的に沿った自主的、自発的な学習活動を定期的に継続しているか、また、グループ会員の総意で民主的な運営がなされているかを確認するため、会則や会員名簿などの関係資料を毎年度提出していただき、グループの活動状況について定期的(少なくとも1年に1回)に把握する必要があることから提出をお願いしているところです。
103	旧尼崎東高校の土地は、学校をつくったら100年、150年存続するものと思って地域の人々が提供した土地である。跡地の利用計画はどうなっているのか。	当該敷地の活用方法については、平成24年度予算で調査・研究等に係る経費を計上しており、今後、市民の皆様のご意見もうかがいながら検討していきたいと考えています。
104	財政難になったのは、駅前の大型再開発等、無駄な事業をやってきたからだ。当時から「金もないのにそんな事業はやるな」という反対はあった。その施策の失敗のツケを市民に回している。施設のつくりすぎが原因だという説明はおかしい。	本市では、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、右肩上がりの税収と収益事業収入のもと、安定した経済情勢の見通しのなかで、多様な施設整備とともに、防災性の向上と居住環境の改善といった観点から、土地開発公社による事業用地の先行取得を行いながら、再開発事業などを推進してきたものと認識しています。 こうした取組により、都市の魅力や活力の向上につながった一方で、結果として、負債を多く抱える要因となったことについては事実であり、バブル経済が崩壊し、経済情勢の悪化とともに、当時見込んでいた償還財源を確保することが困難になったことが、本市の財政状況に大きく影響しているものと考えています。 そのため、今後は、これまでの経験を教訓として、投資的事業については、財政上の影響を踏まえつつ、その実施にあたり、より慎重に判断していきたいと考えています。
105	土地開発公社が行った土地の先行取得が財政悪化の原因になっていると思う。施設の建替えで生じる遊休地の売却の話をする前に、まずこの点を精査し、市民に対して説明するべきである。	現在、平成25年度から平成34年度を期間とする、次期行財政改革に係る計画を策定しておりますが、その計画の総論においてこれまでの行財政運営の評価を行っており、そのなかで、土地開発公社が取得した土地の買い戻しを行うことが、今般の財政圧迫の要因の一つになっているとしています。 この次期行財政改革に係る計画の総論については、1月にパブリックコメントを実施するとともに、市民説明会を開催し、これらの中でいただいたご意見等を踏まえて「次期行財政改革に係る計画の総論(案)」としてとりまとめ、ホームページにおいて公表するなかで、引き続き市民の皆様への周知に努めているところです。